

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

部課等名 都市部 景観みどり課

番号 8

許認可等の内容		保存樹木の指定
根拠法令及び条項		茅ヶ崎市みどりの保全等に関する条例第16条第1項
審査基準	関係条項	茅ヶ崎市保存樹木指定要綱第2条
	基準 (未設定の場合はその理由)	<p>第2条 条例第16条第1項に規定する別に定める基準は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。</p> <p>(1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第5条の規定による都市計画区域内に存し、かつ都市計画法第7条の規定による市街化区域内に存する樹木であること。</p> <p>(2) 当該樹木が都市緑地法（昭和48年法律第72号）第55条第1項に規定する市民緑地内、又は条例第16条第1項に規定する保存樹林内に存する樹木でないこと。</p> <p>(3) 次のいずれかに該当する樹木であること。</p> <p>ア 地上1.5メートルの高さにおける幹の周囲が1.5メートル以上の樹木</p> <p>イ 高さが1.5メートル以上の樹木</p> <p>ウ 株立した樹木で幹周が3メートル以上の樹木</p> <p>エ はん登性樹木で枝葉の面積が30平方メートル以上の樹木</p> <p>オ 高さ1.0メートル以上又は幹の周囲が1メートル以上の樹木から、1.0メートル以内の距離にある高さ1.0メートル以上又は幹の周囲が1メートル以上の樹木が2本以上ある樹木の集団</p> <p>(4) 茅ヶ崎市暴力団排除条例（平成23年茅ヶ崎市条例第5号）第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等が所有していない樹木であること。</p>
	参考事項	
	設定等年月日	平成9年10月1日設定（平成29年4月1日最終変更）
	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数30日
標準処理期間	設定等年月日	平成9年10月1日設定（ 年 月 日最終変更）